

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
るときは、そ  
の翌日)

## 目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則  
道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可手数料規則の一部を改正する規則
- ◇公安規則 警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則  
鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

## 規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十六号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一款 盲聾啞児施設(第六十一条―第六十三条)」を  
第十

一款 盲聾啞児施設(第六十一条―第六十三条)

一款の二 肢体不自由児養護施設(第六十三条の二―第六十三条の三)に改める。

第十条婦人児童課の項第七号中「盲聾啞児施設」の下に「肢体不自由児養護施設」を加える。

第四十七条の二の表中 鳥取県立中部特別養護老人ホーム 倉吉市

を 鳥取県立中部特別養護老人ホーム 倉吉市  
鳥取県立米子特別養護老人ホーム 米子市  
に改める。

第四章第三節第十一款の次に次の一款を加える。

第十一款の二 肢体不自由児養護施設

(名称及び位置)

第六十三条の二 社会福祉施設設置条例第二条の規定により設置された肢体不自由児養護施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立皆生養護園	米子市

(分掌事務)

第六十三条の三 肢体不自由児養護施設は、上肢、下肢又は体幹の機能の障害がある児童を入所させてこれを養護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える事務を分掌する。

第二百一十三条第二項の表中

鳥取県畜産試験場俵原分場 東伯郡三朝町

を

鳥取県畜産試験場俵原分場	東伯郡三朝町
鳥取県畜産試験場鳥取分場	鳥取市

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

道路交通法第百一十三条の規定による道路使用許可手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十七号

道路交通法第百一十三条の規定による道路使用許可手数料規則の一部を改正する規則

道路交通法第百一十三条の規定による道路使用許可手数料規則(昭和三十五年十二月鳥取県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。  
題名中「手数料」を「申請手数料等徴収」に改める。

第一条中「。以下「法」という。」を削り、「の規定による警察署長の許可」を「又は第七十八条第五項の規定による許可又は許可証の再交付」に、「許可手数料」を「許可申請手数料又は許可証再交付手数料」に改める。

第二条中「次の表」を「次の各号」に改め、表を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 許可申請手数料 一件につき四百円
- 二 許可証再交付手数料 一件につき二百円
- 第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(既納の手数料)

第三条 既に納付した手数料は、還付しない。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

公安委員会規則

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

鳥取県公安委員会規則第三号

別表(第二条関係) 定員配置表

課署別	警 察 官						一般職員
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	計	
秘書課	2	1				3	15
会計課	1					1	18
警務課	1	2	2			5	21
教養課	1	1	3	2		7	4
厚生課		1				1	9
監察官	1	1	2			4	1
捜査第一課	2	4	6	10		22	7
捜査第二課	1	3	4	6		14	2
防犯課	2	3	3	4		12	5
鑑識課	1	2	1	1		5	11
科学捜査研究室							9
警備課	1	5	10	19		35	4
外勤課	2	3	6	16	33	60	2
機動隊	1	1	1	2	14	19	1
交通企画課	2	3	4	3		12	7
交通指導課	1	4	6	14	29	54	2
運転免許課	3	1	4	4		12	31
警察学校	1	2	6	1	37	47	6
小 計	23	37	58	82	113	313	155
岩美署	1	1	2	7	14	25	3
鳥取署	1	5	19	48	84	157	15
郡家署	1	2	5	15	22	45	6
智頭署	1	1	2	6	14	24	3
浜村署	1	1	3	8	14	27	3
倉吉署	2	5	12	30	53	102	12
八橋署	1	1	4	11	19	36	5
米子署	1	6	19	48	94	168	18
境港署	1	4	7	16	22	50	9
溝口署	1	1	2	6	13	23	3
黒坂署	1	1	2	7	14	25	3
小 計	12	28	77	202	363	682	80
合 計	35	65	135	284	476	995	235

附 則  
この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

警察職員 警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則  
警察職員の定員の配分に関する規則(昭和三十四年十月鳥取県公安委員)

会規則第十号)の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

#### 鳥取県公安委員会規則第四号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則(昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項中「別表第二号ニ又は第五号ハ」を「別表第二号ホ又は第五号ロ」に改める。

第四条の三第四号を次のように改める。

四 その他公益上又は社会生活慣習上やむを得ないと認められるとき。

第六条第一項第四号を次のように改める。

四 その他公益上又は社会生活慣習上やむを得ないと認められるとき。

第十二条第四号中「行なう」を「行う」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 車両に広告又は宣伝のため著しく人目をひくような装飾その他の装いをして通行すること。

第十二条第七号中「撒布」を「散布」に改め、同条第八号中「若しくは」を「又は」に改める。

別表中「別表」を「別表(第三条関係)」に改め、同表第二号中「通行禁止」の下に「(ニ及びホについては、車両進入禁止及び指定方向外進行禁止を除く。)」を加え、同号ハ中「医師」の下に「若しくはこれに準ず

る者」を加え、同号ニ中(イ)を(ト)とし、(ホ)を(ク)とし、(ニ)の次に(ト)として次のように加える。

(ト) 執行官法(昭和四十一年法律第百一十一号)に基づく強制執行等のため使用中の車両

別表第二号中ニをホとし、ハの次にニとして次のように加える。

ニ 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)に基づく選挙運動又は政治活動としての街頭演説又は街頭政談演説のため使用中の車両

別表第五号中「規制」の下に「(パーキング・メーターが作動されていなければ駐車してはならない場所に係る規制を含む。)」を加え、同号イ中「第二号イからハまで及びニの(イ)から(ニ)まで」を「第二号(ホの(イ)及び(ト)を除く。)」に改め、同号ロを削り、同号ハの(イ)中「ニの(ホ)及び(ク)」を「ホの(イ)及び(ト)」に改め、同号ハに(ニ)として次のように加え、同号ハを同号ロとする。

(ニ) 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)又は鳥取県飼い犬管理条例(昭和四十七年三月鳥取県条例第八号)に基づく犬の捕獲のため使用中の車両

#### 附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。